

湖心碩鼎・景轍玄蘇と宗像氏

桑田 和明

はじめに

宗像氏と関わる臨済宗幻住派の禅僧に湖心碩鼎（こしんせきてい 頤賢碩鼎）と弟子の景轍玄蘇（けいさくげんそ）がいる。二人はそれぞれ博多の聖福寺住持であった。湖心碩鼎は大内義隆が中心となり派遣され、天文八年（一五三九）に入明した遣明船の正使であったことでも知られる。語録などをおさめる『頤賢録』^①には、天文二十二年に宗像鍋寿丸（氏貞）が承福寺（宗像市上人）でおこなった亡父黒川隆尚（宗像正氏）七回忌の拈香文、弟子の景轍玄蘇に関する記述などが含まれる。^①

景轍玄蘇は、大内氏家臣で西郷に居住した河津隆業の子（河津隆家の弟）とされる。詩文・語録などをおさめる『仙巢稿』には、元龜二年（一五七一）に宗像氏貞が営んだ黒川隆尚二十五回忌の拈香文などが含まれる。^②

『仙巢稿』の宗像氏関係の記述については、『新修宗像市史 いくさと人びと』『新修宗像市史 くらしと生業』でとりあげている。本稿では重複する部分もあるが、『頤賢録』とあわせて二人の禅僧と宗像氏との関係を中心に、承福寺、隆尚庵など宗像との関わりについて改めて考察したい。

一 黒川隆尚七回忌と湖心碩鼎

湖心碩鼎については長正統氏・安藤嘉則氏・伊藤幸司氏・橋本雄氏などの研究がある。^③宗像氏との関わりを中心に湖心碩鼎の略歴をみることにする。

『頤賢録』乾の自賛には、「永禄五年祀竜集壬戌林鐘念七日 幻住十世的系前南禅寺兼高源頤賢杜多 碩鼎八十二歳書焉」とあるように、永禄五年（一五六二）六月二十七日に八十二歳であった。湖心碩鼎の文集『三脚稿』^④自讃にも永禄二年に七十九歳とあることから、文明十三年（一四八二）に生まれている。^④「筑前人也」とされる（「万年伝燈年表」『浮木集』卷十二）^⑤。

永正十六年（一五一九）十二月十日には、勅願寺である丹波国の高源寺（兵庫県丹波市）の住持となり紫衣を許されている。その後、永正十八年二月十二日に聖福寺（十利）の住持（一〇五世）となり、博多を中心とする幻住派の興隆をもたらしている。

享禄四年（一五三一）閏五月日の湖心碩鼎像贊文には「幻住十世法孫湖心碩鼎」（佐賀県近松寺蔵）、天文七年（一五三八）仲春十二の珀林玄琥首座宛印可状には「幻住十世湖心叟碩鼎」（佐賀県少林寺蔵）、『三脚稿』の永禄二年の自賛には「皆永禄二年己未仲秋前一日幻住十世的骨前住聖福後住南禅兼高源杜多頤賢碩鼎暮齡七十九歳

書焉」とあるように、いずれも聖福寺の幻住庵十世とする。⁽⁶⁾

湖心碩鼎は天文八年に入明した遣明船の正使となり、副使の天龍寺妙智院（京都市左京区）の策彦周良^{さくげんしゅうりょう}とともに入明しているように、大内氏による対外交渉の担い手であった。帰国後の天文十三年十二月二十八日付五ヶ村地下中宛大村興景裁許状に「従五ヶ村聖福寺^{湖心}尊札」とあるので、天文十三年には聖福寺の住持であったと考えられる。⁽⁷⁾

天文十四年には南禅寺（京都市左京区）の住持に任ずる公帖^{こうてしやう}を得ている。湖心碩鼎は勅願寺である高源寺と、室町幕府の五山官寺制（諸山・十刹・五山・五山之上^{ござんしじやう}）における五山之上の南禅寺という二つの紫衣道場の住持に登り詰めた禅僧になる。

弘治三年（一五五七）九月二十三日付聖福寺当知行目録案に「当住碩昇在判」とあるので、弘治三年には聖福寺の当住（住持）であったと考えられる。⁽⁸⁾

後述するように、天正四年（一五七六）二月二十一日に景輒玄蘇が湖心碩鼎の十三回忌を営んでいる（『仙巢稿』巻之中、II五七五）。長氏はここから湖心碩鼎入寂の年は永祿七年と考えられるとし、寛政十二年（一八〇〇）成立とする『以酌庵開山由来書』に、「湖心遷化永祿七甲子、前住聖福後住南禅湖心碩鼎禪師寂于筑前州宗像郡曲江山隆尚禅庵者、開山景輒和尚之師也」とあることから、隆尚庵で入寂したとする。

『願賢録』乾には、湖心碩鼎が作成した隆尚菴殿尖甫道祥居士（黒川隆尚）七回忌の拈香文がおさめられている。長文になるが次に引用する。

隆尚菴殿尖甫道祥居士七季忌之拈香

神武雷霆氣動颺、麒麟閣上使功描、忽蘇枯渴七季雨、一片檀香尽意焼、

大日本国——宗像鍋寿公

維時天文念二季夷則十又五日、正当先考尖甫道祥大居士七周忌之辰、預於林鐘念又五日、就于安延山万季承福禅寺云々、有入室云々、表白不記、辞云、

有物先天地、無形本寂寥、能為万象主、不遂四時凋、拈香云、這ヶ先天地故不名、強呼之則為戒香定香種、本寂寥故無相、熟視之、則為惠香知香苗、為万像之故、濁者云黄泉、清者云青霄、鳥依幻玄、鵲依幻白、松依幻直、棘依幻曲、梅檀薰陸、詹蔔林、種々妙薰、深其根固其蒂、兜樓畢力伽沈水、一々妙用、茁其芽長其条、不逐四時凋故、無終無始、不落不揺、如我尖甫道祥大居士、威而不猛、泰而不驕、効乎郁々乎文、奉神致主、起自多々良氏、扑野重朝、積此妙薰、其家興盛、現此妙用其財益饒、雖云宿世善因所集、可謂乃祖德果所招、孝子探支七月中元居諸、焚以炎天梅藥、老拙踏断三千余丈霜髯、昼出雪裡芭蕉、到這裡生死涅槃、西泊東漂、煩惱菩提、瓦解冰消、上来言語尽是先天地底那一物、所奏筆韶、今日斎筵投以木瓜報以瓊瑤、拈香云、喝、三尺龍泉光昭瞻、万人鼓囊奪高標、

天文十六年に死去した黒川隆尚の七回忌が天文二十二年七月十五日に安延山万季承福禅寺でおこなわれている。七回忌をおこなったのは隆尚の子、宗像鍋寿丸であった。湖心碩鼎は六月二十五日に承福寺へ入室し、七月十五日に法要が営まれている。拈香文には「如

我尖甫道祥大居士、威而不猛、泰而不驕、効乎郁々乎文、奉神致主、起自多々良氏」などとあるように隆尚を称賛し、(宗像社の) 神を奉る主(大宮司)とし、多々良氏(大内氏)の一族とする。拈香文には隆尚庵と景轍玄蘇の記述はない。

拈香文には湖心碩鼎が承福寺に入室とある。『頤賢録』坤には年未詳であるが、「承福寺起身之朝妙香百ヶ日 此日三月五日也 応是前生香火縁、還郷時節赴齋筵、看々上已余風景、百日紅開三月天」の記述がある。承福寺にいた三月五日の起身の朝、妙香百ヶ日とする。妙香については不明。法要後の齋筵(齋食を僧尼に供養する法会)での風景(百日紅・さるすべり)が書かれている。湖心碩鼎は承福寺の住持となり、在寺していた可能性も考えられる。その場合は永正十八年に住持となった聖福寺と兼住になるのであろうか。

隆尚七回忌がおこなわれた前後の宗像氏と隆尚七回忌との関係については、次のように考えられる。

黒川鍋寿丸(宗像氏貞)は、天文二十年九月一日に陶隆房(晴賢)の挙兵により大内義隆が自害した直後の九月十二日、隆房の支援を受け周防国山口から母親らとともに宗像に強行入部している。『宗像記追考』は七歳とする。宗像に入った鍋寿丸側は黒川隆尚の正妻(栄林妙秀)と、その娘で義隆と共に自害した黒川隆像(宗像氏男)の妻(心源妙安)を殺害するなどして宗像氏の実権をにぎる。これには隆房と隆房の姪とされる鍋寿丸の母親・隆尚旧臣の役割が大きかった。

九月十一日付宗像鍋寿丸宛大内晴英書状には、「自今以後者、任旧例、可被称宗像之号候」とある(「宗像神社文書」Ⅱ三四八)。天

文二十二年七月十五日の隆尚七回忌の拈香文に宗像鍋寿丸とあることから、大内晴英書状は天文二十一年になる。

七回忌を営んだ宗像鍋寿丸は、大内氏領国を継承した大友義鎮(宗麟)の弟大内晴英(義長)から宗像を称すようにされている。鍋寿丸は拈香文で父親の黒川隆尚が多々良氏とされているように、大内氏の一族黒川鍋寿丸であつたが、黒川姓から宗像姓に改めることで名実ともに宗像氏の家督を継承し、宗像社の大宮司となる。宗像氏統(黒川隆像の父)と子の千代松丸も宗像から逃れたが、後に鍋寿丸側に殺害されたように、隆尚・鍋寿丸親子と大宮司職をめぐり争った氏統・氏男親子側の勢力は一掃されている。

天文二十二年七月十五日、宗像姓に改めていた鍋寿丸が承福寺で隆尚七回忌を営んでいる。七回忌は、大内義隆と黒川隆像自害後の宗像氏一族間の家督相継争いが終わり、大内義長・陶晴賢の後援を得た鍋寿丸が宗像氏の継承者であることを領内に広く知らせることになった。

二 承福寺と占部氏

黒川隆尚の七回忌がおこなわれた承福寺は、永祿十年(一五六七)十二月十三日に諸山に列している。今枝愛眞氏は万年承福禅寺、山号を安延山といい、『筑前国統風土記』には開山が月菴宗光とあるが、或いは黄竜派の月菴救円であろうかとし、開基は宗像氏とする¹⁰⁾。

承福寺について『筑前国統風土記』には「山号安延山、開山月潭、或号月菴」、寺には大宮司の墓が五六あつて、宗像氏貞の墓も

あると書かれている。『筑前国続風土記拾遺』には文明二年（一四七〇）三月に占部安延が創立し、開山の月潭は安延の第四子。安延（承福寺慶岩宗快）は文明十年六月十八日に没したとある。門前（御塔）には安延の他、氏貞・黒川隆尚・宗像氏雄（宗像氏男・黒川隆像）・占部八郎（貞保）などの墓があると書かれている。『占部家系伝』にも占部安延（承福寺殿慶岩宗快）が文明二年三月に承福禅寺を建て、四男の月潭を開山としたとある。¹¹⁾

承福寺には氏貞の肖像と位牌があり、門前には氏貞の墓石があるが、他の墓石については人物が特定できない。承福寺は当初、占部氏の寺として創建されたといえることができる。

『諸山位次簿』（『鹿苑院公文帳』に収録）では承福寺について「筑前国、安延山、一粟結長老所名山号也」¹²⁾「永禄十年丁卯十二月十三日御判准于諸山之列、官資自春日御局被申沙汰不知其員数」¹³⁾「為中峰門派、今住持貞堯」とある。住持の貞堯は明らかではないが中峰（中峰明本）門派（宗門の流派）とあることから、湖心碩鼎・景轍玄蘇に連なる幻住派の寺であったと考えられる。

承福寺は占部貞保との間で山論が起こっている。『占部家系伝』には「同年冬承福寺と山境を論す。同十一年五月占部越後守賢安、吉田伯耆守重致相扱て承福寺瑞林和尚と和睦成る」とある（Ⅱ四八八―Ⅱ四八九）¹⁴⁾。瑞林和尚は山鹿城主麻生家助の末子で貞保叔父とある。

十一月十一日付占部貞保宛承福寺宗麟書状で、住持の宗麟は貞保が寺家山と伊王丸山の相堺は尾辻を限るとしたことに對し、寺家証文と相違していると貞保に返事を求めている（「占部文書」Ⅱ四八八―Ⅱ四八九）¹⁵⁾。十一月二十七日付占部賢安宛吉田重致書状には、山論に

ついて二度参会したとし、「彼落木之事、寺家可有採用候、於木元者、前東堂如御在寺之時、葉山事者、寺家御進止、野山之事者、貞保有進止之、無吳儀可被申談事肝要候、山野堺等事、可致沙汰事者、能々可有御分別候、斟酌至極候、時分柄与申、是非共無事ニ被仰談候者、於我々可目出候、御分別肝要候」とある（「占部文書」Ⅱ四八八―Ⅱ四八九）¹⁶⁾。占部賢安は占部氏一族、吉田重致の娘は賢安の妻とされる。重致は賢安に和解案を示し、山野堺等の事を沙汰することは御分別が必要で、相手の事情に配慮する斟酌が大切であるとした上で、無事に落着すれば我々もめでたいと書いている。

山堺相論を『占部家系伝』のように永禄十年とすれば、承福寺が諸山とされた年になる。承福寺を創建した占部安延から祐安―豊安―尚安―尚持―貞保と続くとされる貞保と承福寺が山境について争っていたことになる。¹⁷⁾この仲介に占部賢安と吉田重致が関わっている。二人は宗像氏の重臣であるが、氏貞の意向を受けて仲介にあたったのか、或いは承福寺の宗麟の意向を受けて仲介にあたったのか明らかではない。

宗像氏側と承福寺側には、承福寺が諸山とされた経過に関する当時の史料は残されていない。『占部家系伝』には占部尚安が元龜三年（一五七二）二月三日に七十歳で死去したので承福寺の門前乙尾山に葬り、珍岳院殿琴溪宗音居士と諡したと書かれており、法号は天文二十四年三月に南禅寺願賢碩鼎和尚（于時聖福寺に在り、湖心和尚是也）¹⁸⁾が尚安夫婦に示したとある。

占部貞保についても慶長十四年（一六〇九）二月、対馬にいた南禅寺酌庵和尚から法号を賜わり、桃園宗仙居士と号したと書かれて

いる。酊庵和尚とは景轍玄蘇のことになる。湖心碩鼎・景轍玄蘇と占部氏との関係は他の史料で確かめることはできないが、占部氏が二人に帰依していたことを反映していると考えられる。

三 湖心碩鼎と景轍玄蘇

『願賢録』に書かれた湖心碩鼎と景轍玄蘇との関係をみることにする。『願賢録』乾の英甫（吾山梅処軒主英甫俊座元）^{（聖福寺）} 賛は「景蘇請」とある。ここには「吾山天徳庵者、横岳三世洪山範和尚開発之場也、屢歴歳霜、無由興廢、本寺者、宗像福山興聖寺也、福山耆衲相謀而付囑于予、将興廢、予移榻於当菴、住数歳、既於塔庵、营弁開堂之儀、爾来住持事繁、加之、新築幻住・新篁之両所、越付与英甫俊座元、々々自堤鉞斧、後旧規、今茲天文念辛亥季秋之月十又六日、座元微恙将化、呼予謂云、願指示安身立命処、予云、臨終用心如何、座元自把筆云、八十四年、地水火風、一機転処、蹈破空々、小師景蘇宗駒首座命画師写師之肖像、需賛於予、々不文也、不能綴俚語、記事蹟塞責、仍和辞世之偈、以為証云、東海児孫、古帆遺風、須弥毫末、図書虚空」とある。

湖心碩鼎の吾山天徳庵（聖福寺天徳庵）の本寺を宗像福山興聖寺（宗像市田島）としている。次に天文二十年（一五五二）秋之月十六日に英甫俊座元の願いによって肖像と賛文を作成することになった湖心碩鼎は、小師景蘇に肖像を画師に描かせるよう命じている。小師とあることからこの時までには、景轍玄蘇が湖心碩鼎の弟子となっていた。

大内義隆が陶隆房の挙兵によって自害したのは天文二十年九月一

日であった。景轍玄蘇が湖心碩鼎の小師となったのは、これ以前になる。景轍玄蘇は義隆の家臣河津隆業の子とされる。隆業は大内氏の直轄領福万庄（福満庄）の代官、鞍手郡代であり、糟屋郡代も兼ねていた可能性^{（15）}がある。河津氏は代々大内氏の筑前国経営に携わる家臣であった。湖心碩鼎とは旧知の仲であり、その縁により景轍玄蘇は弟子となったのであろう。

前述した『三脚稿』の湖心碩鼎自賛には、正使として明に渡った湖心碩鼎が庚子（天文九年）に北京に到り、明の嘉靖帝から「青色朝衣、金欄伽梨」を賜り、帰朝の日^{（16）}にこれを着て嘉靖帝に拝辞したが、この時、画工に自身の肖像を写させ辛丑（天文十年）に帰朝したとある。永禄二年（一五五九）になり、門弟子（弟子）^{（17）} 景轍玄蘇首座が肖像に賛語がないと誰が描かれているのかわからなくなるので、賛語を書くよう湖心碩鼎に請うたので、後の點鬼簿（亡くなった人の名前・生没年を書いた帳簿）のために自賛を書いたとある。景轍玄蘇は首坐と書かれているように、湖心碩鼎の門弟子の中でも最上位の僧であった。

『願賢録』坤の「月山性印居士十七季忌 有序」には、「雲蓋寺前住守願智禅師住院之日、帯火枷出問阿誰、答云、我為雲蓋寺前之長老守願時、旦那以供衆僧物造僧堂、依其罪過、如此受苦云々、今茲永禄五季壬戌小春初三日、正当月心性印居士十七季忌之辰、予小師景轍安山入寺之費用闕乏之刻、乞其息要同之二人補之」とある。

永禄五年十月三日の月山性印居士（月心性印居士）十七回忌の時、湖心碩鼎の小師景轍玄蘇が安山（聖福寺）に入寺しようとしたが費用が不足していた。月山性印の息子二人に湖心碩鼎が請うて入

寺の費用を補ってもらったということであろう。景轍玄蘇は永禄五年に聖福寺に入山していることがわかる。⁽¹⁶⁾ 景轍玄蘇の父河津隆業は大内義隆の自害により隠遁し、子の隆家（景轍玄蘇の兄）が跡を継いだとされる『河津伝記』⁽¹⁷⁾ 十三。義隆自害後の大内義長との関係は明らかではないが、大内氏の滅亡により大内氏の旧臣であった河津氏の勢力は衰えていた。このことが入寺費用の不足に関わっていたとも考えられる。景轍玄蘇は幸いに月山性印の息子の援助を得て聖福寺に入寺し住持（一〇九世）となっている。

四 景轍玄蘇

景轍玄蘇について、長氏の研究によりながら略歴をみることにする。

『仙巢稿』（巻之下）の慶長十四年（一六〇九）四月十五日付宣慰使李志完宛書状に「余生于陋邦天文丁酉、乃是 皇明嘉靖年中也、如今暮年、縮于七十又三、合丁酉兩字、自号酌庵」とあるように、天文六年（一五三七）に生まれている。対馬の以酌庵は景轍玄蘇の生年である天文丁酉にちなんで名付けられている。

聖福寺の住持であった景轍玄蘇は「永禄癸亥九月念六日離安山、寓志賀島」（『仙巢稿』巻之上）とあるように、永禄六年（一五六三）九月二十六日、戦乱を避けて安山（聖福寺）を離れ志賀島に寓している。この間の事情について「豊州之賢太守以筑之兵為先鋒討不庭於太宰府之日余殃及斯境」とある『仙巢稿』巻之下）。『仙巢稿』を撰した規伯玄方の後記には、豊後の太守大友氏が太宰府を攻め、その余殃（災禍）が冷泉津に及び聖福寺も兵燹（兵火）にあい、先

師の遺稿文書共に散燼（燃え残り）となり、乱を避けて馬島（志賀島）を仮住まいとしたとある。先師とは湖心碩鼎のことであろう。

このように景轍玄蘇は兵乱を逃れて聖福寺を出ている。『仙巢稿』（巻之上）には「禄亥秋之季、予避兵於七里灘」、⁽¹⁸⁾「小春初六、発志賀島、到渡島」などと書かれている。更に「永禄午、避乱大島、逢新正」ともあるように、景轍玄蘇は大島に渡り新年（新正）を迎えている。⁽¹⁹⁾『仙巢稿』には戦乱から大島・地島に逃れた宗像領の領民や島の様子などが詩文に詠まれているが、年号は書かれていないものが多い。⁽²⁰⁾

景轍玄蘇は永禄七年七月十七日付で対馬西山寺の方室老禅師（西山老師翁）の見舞いに対する返書を送っている（『仙巢稿』巻之下）。長氏は返書に「予也乱来、寄行李於宗像郡曲江隆尚菴」とあるので、このころまでに隆尚庵に落ち着いており、同年十二月（永禄之第七曆蜡月）には「前聖福寓隆尚景轍野納玄蘇」とあることから、永禄年間には聖福寺の住持であったとする『仙巢稿』巻之下。⁽²¹⁾前述のように師の湖心碩鼎は永禄七年に隆尚庵で死去したとされる。隆尚庵に移ったのはこのことも関係するのであろうか。

ところで宗像領に大友勢が侵攻し領民が大島・地島に逃れたのは、永禄二年九月の宗像氏一族宗像鎮氏と支援する大友勢の侵攻と、永禄十一年に毛利勢が豊前国に渡海し、翌年には立花城をめぐり大友勢と戦った時期があげられる。前者では氏貞自身も大島に逃れて翌年三月に所領を奪回している。後者では岳山城（葛岳城）が完成しており、氏貞は毛利方として出陣し、城には大方殿（氏貞の母親）以下が籠もっていた。宗像第一宮御宝殿置札には「至大

島・泊島、御家人妻子勿論、郷民数千人、取渡無恙之」とあるように、大島・地島にも家臣の妻子・領民が渡っている（Ⅱ五八三一）。永禄十二年十一月には、立花城を占領し最後まで残っていた毛利勢が城を明け渡し本国に戻っている。氏貞も大友氏と和睦し、大島・地島に逃れていた領民もそれぞれの郷村に戻ることができたと考えられる。

景轍玄蘇が永禄六年に兵乱を避けるため聖福寺を出て隆尚庵に落ち着いたとすれば、永禄三年の正月を大島で迎えることはなかったことになる。毛利勢が豊前国に渡海した永禄十一年に大島へ渡り、翌年の正月を迎えた可能性が高いのではないだろうか。『仙巢稿』（巻之中）には「永禄十一曆龍集戊辰仏誕生前四日 幻住十一葉孫隆尚菴主玄蘇書」とある。仏誕生とは釈迦が誕生した四月であろうか。この時に景轍玄蘇は隆尚庵主と書いており、隆尚庵にいたと考えられる。景轍玄蘇が兵乱を避け大島に渡ったのは、『仙巢稿』の版本には「永禄午」、写本には「永禄中」とある。いつをさしているのか課題が残されている。

いずれにせよ、景轍玄蘇は永禄七年までには隆尚庵に入り氏貞の保護を受けることになった。同十一年には隆尚庵主と自ら書いている。

『仙巢稿』（巻之下）「新歳奉祈目録」と題する巻数の末尾には「天正第五丁丑王正吉辰、安国山住持比丘」とある。長氏は安国山住持比丘が景轍玄蘇であろうとする。また同書巻の中に「今茲天正第五之夷則俄然逝矣、其夜未艾訃音達于冷泉之仙巢」とあることから、天正五年（一五七七）頃、再び聖福寺の住持となったと考えら

れるとする（夷則は七月）。

『仙巢稿』（巻之上、Ⅱ四〇一）には（天正六年正月）同十一日（写本は十一月）に曲江（隆尚庵）に赴くとある。行間があくが「印公知藏、兵を避けて以て予に曲江に従ふ者、日に尚し。今茲、天寅の正月第二日、試毫の作を以て予に示し」ともある。兵乱を避けて隆尚庵で久しく景轍玄蘇に従う印公知藏が、天正六年正月二日の書き初めの作を景轍玄蘇に示している。久しくとあるように景轍玄蘇は引き続き隆尚庵にいたが、この年の正月はいずれかの場所から隆尚庵に赴くとある。或いは聖福寺から隆尚庵に赴いたということであろうか。不明な点が残される。

長氏は『仙巢稿』（巻之中）に「大歳舎于戊寅天正之第六種九月上浣日、天目国師十一世前聖福兼高源仙巢道人」とあることから、景轍玄蘇は高源寺の公帖を得ているとする。ここには前聖福とあるように、聖福寺の前住と書かれている。

景轍玄蘇は『仙巢稿』（巻之上）に「天正庚辰就義調公愀請將航対馬島閏三月十二日出冷泉泊唐泊」とあるように、対馬の宗義調の招きを受けて、天正八年閏三月十二日に冷泉（聖福寺）を出ている。義調は朝鮮国との通交で外交僧として活躍することを期待し景轍玄蘇を招いている。景轍玄蘇は慶長十六年十月二十二日に七十五歳で入寂した（『仙巢稿』巻之下、辞世偈）。

景轍玄蘇の出自について、長氏は『仙巢稿』（巻之上）に「泊陶之本山予親族累世大内家臣故云爾」とあることから、河津氏は代々大内氏の家臣の家がらであったとする。次に「先姥前越州太守冬青道樹居士六十年忌之日拜請府中太苾芻衆伸供養之次唱埜偈一篇以擬報恩那一句云」

（巻之中）とあるように、景轍玄蘇が前越前州太守冬青道樹居士六十年忌を対馬府中で営んでいることから、冬青道樹居士は父河津隆業のことであろうかとする。先姥は先考（亡き父）の誤字の可能性も考えられる。

冬青道樹について、『頤賢録』坤には「悼冬青道樹 河津越後守四十四季黍半炊、一聲回地也天涯、不関凋落冬青樹、遮莫金風随意吹」とある。冬青道樹（河津越後守）が四十四歳で亡くなったという意味であろう。両書ともにいつ法語が書かれたかは不明。

河津隆業は天文四年二月四日付大内義隆下文写には「河津新四郎隆業」とある。『河津伝記』『宗像記追考』Ⅱ二九一―一。天文十八年八月二十七日付大内氏家臣連署書状は河津掃部允宛である（『宗像神社文書』Ⅱ三三四）。長氏が紹介した河津氏の系図を含め、隆業を越後守とするのは「別本河津家系図」に「河津新四郎、任越後守」とあるのみである。²¹他に河津氏一族で越後守を称した人物は管見の限りではない。

湖心碩鼎と景轍玄蘇が冬青道樹の法語をのこしていることから、河津隆業であった可能性は高い。しかし『河津伝記』では天文二十二年（一五五三）二月三日に隆業が死去とある。これに従えば六十年回忌は慶長十七年（一六一二）になり景轍玄蘇の死後になる。²²冬青道樹を隆業とするには不明な点が残される。

五 景轍玄蘇と宗像氏

『仙巢稿』に書かれた元龜二年（一五七二）の黒川隆尚二十五回忌を含め、宗像氏と承福寺・隆尚庵などに関する部分をみていくこ

とにする。

永禄九年（一五六六）十一月二十六日に吉田駿河守（法名良喜・吉田駿河入道・藤入道）が恵叟宝全禪定門の三十三回忌を営んでいる。景轍玄蘇が作成した拈香文には「拈香 恵叟宝全禪定門、三十三白忌の香語、（中略）薩訶世界の南瞻部洲、大日本国筑前の州宗像の郡居住、三宝の弟子、吉田駿州前司、法名良喜、今茲、永禄九年の龍集丙寅、季冬初三日、伏して先考恵叟宝全禪定門、卅三白遠忌の辰に値ひて、預め日を卜して吉ヲ獲る者、仲冬廿又六日なり」とある（巻之中、Ⅱ四七五）

恵叟宝全禪定門については不明。良喜の初見は天文七年（一五三八）十二月二十八日付占部尚安宛宗像氏家臣連署書状であり、良喜は寺内尚秀とともに連署している（『占部文書』Ⅱ三〇〇）。尚秀が黒川隆尚の一字を使用しているように、良喜は隆尚の家臣であった。天文二十年九月一日に大内義隆が自害した直後の九月十二日に宗像四郎（黒川鍋寿丸）が宗像に強行入部している。この時に活躍した吉原善三郎宛と寺内秀郷宛の十月二日付宗像氏家臣連署奉書には寺内尚秀・国分直頼とともに良喜が連署している（『有古文書』『新撰宗像記考証』Ⅱ三四二―一・二）。良喜は隆尚・氏貞に仕えた重臣の一人であった。

『宗像記追考』（第十九）には筑前国御笠郡板付村の出身で、聖福寺の湖心碩鼎に参り、湖心碩鼎が承福寺に隠居の時、寺を訪れた宗像正氏（黒川隆尚）に見いだされて家臣となり、吉田名字を許され吉田駿河と称し、入道して慶雲軒良喜と号したとある。²³湖心碩鼎との関係は確かな史料では確かめられないが、良喜は元々宗像氏の家

臣ではなかったが正氏（隆尚）に仕え、吉田姓を与えられた可能性は高い。寺内尚秀・国分直頼と同様、山口で仕えたことも考えられる。良喜は湖心碩鼎と面識があり、亡き父である恵叟宝全禪定門の三十三回忌を弟子の景輓玄蘇に依頼したのであろう。

『仙巢稿』（巻之中）には「永禄十一曆龍集戊辰仏誕前四日 幻住十一葉孫隆尚菴主玄蘇書」とある。前述のように景輓玄蘇は永禄七年七月十七日までに隆尚庵に落ち着いている。永禄十年十二月十三日に承福寺が諸山に列していたが、景輓玄蘇は承福寺住持ではなく隆尚庵主と書いている。

元龜二年七月十五日には隆尚菴殿尖甫道祥大居士（黒川隆尚）二十年忌を宗像氏貞が承福寺で営んでおり、隆尚庵主景輓玄蘇が拈香文を作成している（巻之中、Ⅱ五五二）。拈香文の一部を次に掲げる。

薩訶世界、南閻浮提、扶桑国の海西路、筑前の州居住、大功德主宗像の朝臣氏貞大官司、今茲、元龜第二曆の龍集、辛未の秋七月十又五日、恭しく皇考隆尚菴殿尖甫（道）祥公大居士、廿五年の遠諱の期に臨んで、預め夏四月廿又九日に於て、承福禪寺に就いて淨財を施し、盛膳を設け、罔極の慈に酬ふ。（中略）殊に宿夜に臨んで前住の高源如雲和尚を拝請して、入室下語し、衆聴尽く敬つ。一問一荅、矩に中り規に中る。（中略）隆尚菴主玄蘇に命じて、拈香這の枯れ柏枝を焚て十方の仏陀耶衆、十方の達磨耶衆、十方の僧伽耶衆、靈山会上大覺世尊、安養淨土陀仏を供養し、善く現座道場の円通大士、一切の諸仏薩埵、一切の諸賢聖、一切の諸含識、一切の諸神祇に逝く。集まる所の功勲、専ら冥福

を追修するの良資と為し去る。仰ぎ冀はくは、尖甫（道）祥公大居士、這の不可思議の薰力に憑りて、凡聖同居の田地を抹過す。俊鷹も超ゆる及ばず。真俗無二の境界に昇りて駟馬も追ひ難き者なり。恭しく惟ひみるに、隆尚菴殿尖甫祥公大居士、中国の地に拠りて周道の砥を磨す。（中略）義隆を宋家に仰ぎ、君臣の道合す。陶氏を堯の上に致して、親族譽れを馳す。忠貞ただ誠を傾け葵藿に等しくすのみに匪ず。仁政矧んやまた萌茨剪らざるを慕い、寺を曲江に創めて、額を掛くるに吾が名を以てす。

隆尚は大内義隆を宗家と仰ぎ主君としている。隆尚が義隆から大内氏の本姓多々良姓と一族である黒川氏の名跡を与えられたからであらう。上位に仰ぐ親族とする陶氏とは陶隆房（晴賢）の可能性もあるが、陶氏を古代中国五帝の一、堯（陶唐氏）とすれば文意と併せて義隆のことになる。

拈香文にはあらかじめ夏四月二十九日に承福禪寺へ淨財を施し、盛膳を設けて隆尚の罔極の慈に酬ゆとある。寺を曲江に創めて、額を掛くるに吾が名を以てすとあるように隆尚庵は隆尚が創建し、自らの名を庵の名としている。天文二十二年の七回忌で湖心碩鼎が拈香文を作成したのは、隆尚が湖心碩鼎に帰依し隆尚庵の開山としたからであらう。法要が営まれたのは承福寺であるが、隆尚庵主であったと考えられる湖心碩鼎が七回忌の拈香文を作成している。曲江とは蛇行する釣川にちなんだのであろう。隆尚庵の場所は明らかではない。

二十五回忌の拈香文を作成した景輓玄蘇は隆尚庵主と書いている。二十五回忌が営まれたのは承福寺であるが、拈香文には宿夜に

臨んで前住の高源如雲を拝請して、入室下語したとある。前住とは承福寺の前住という意味であろうか。『諸山位次簿』に書かれた住持の貞堯との関係、元龜二年当時の承福寺住持についても不明な点が残される。

前述のように、永禄十二年には毛利勢が大友方の立花城をめぐり攻防を繰り返している。毛利勢は立花城を占領するが、大友氏の庇護下にあった大内氏一族の大内輝弘が周防国に上陸したことで筑前国から撤退する。毛利勢に属していた氏貞も大友氏と和睦している。

この結果、氏貞は所領の割譲、妻との離別、大友宗麟養女（臼杵鑑速娘）との婚儀、妹の立花城城督戸次鑑連（道雪）への人質を余儀なくされ、大友氏に属することになった。更に和睦の条件には河津隆家の殺害があり、氏貞は元龜元年正月十五日に隆家を殺害している。翌年の黒川隆尚二十五回忌に臨んだ景輦玄蘇の心中はうかがい知ることができない。

『仙巢稿』（巻之中、Ⅱ五七五）には「大日本国、筑前州、宗像郡、曲江山隆尚菴守塔比丘玄蘇、今茲天正第四の仲春二十又一日、恭しく前の南禅湖心先師大和尚十三回忌の辰に遇ひて、菴門に于て銀碗雪を盛り」とある。前述のように景輦玄蘇は天正四年（一五七六）八月二十一日に隆尚庵で湖心碩鼎の十三回忌を営んでいる。拈香文には「曲江山隆尚菴守塔比丘玄蘇」とあるように、景輦玄蘇は承福寺ではなく庵主である隆尚庵で十三回忌を営んでいる。

『仙巢稿』（巻之中、Ⅱ五八七）には黒川隆尚の年忌に關し、「来歳の孟秋の望日、隆尚菴尖甫道祥大居士喜公の忌の辰なり。預

め今茲、天正六年戊寅、仲秋の望日、冥福を追修するの次、高頭一基を造立して以て銘を需む」とあって、高頭（塔）一基の銘文が書かれている。この他に「隆尚菴殿喜公忌拈香頌 生前の父母は是れ乾坤。檢束し將ち來たりて報恩を叫び、三十三年、九州の鐵、香を以て爐を指す。金の香爐下に崑崙を鑄る」（巻之中、Ⅱ五八七付）とある。

来歳（天正七年）七月十五日が隆尚の忌の時であり、あらかじめ今年（天正六年）八月十五日に高頭一基を建立するので銘文を求めるとあって、銘文が書かれている。次の「喜公忌拈香拈香頌」は、隆尚三十三回忌（喜公忌）での「拈香頌」になる。七回忌・二十五回忌のような拈香文はおさめられていない。

前述のように景輦玄蘇は宗義調の招きを受けて、天正八年閏三月十二日に冷泉（聖福寺）を出ている。

『仙巢稿』（巻之中、Ⅱ六二二）には「石松賀州太守父子、闘没の後、拙語を牌銘の上に題せんことを求むるも、嶮拒することを獲ず。口に信せて乱れ道ひて以てこれに応じて云ふ。実田道秀居士、主忠性考信男。斯の児有り。斯の翁有り。共に主恩を報じて闘の躬を忘る。莫莫たり鬪體の前の妄想、牌中の数字、清風に付す」とある。

石松加州太守親子とは石松加賀守秀兼と子の石松十郎になる。親子は闘没とあるように戦死している。拙語を牌銘の上に題せんとあるように、法号を求められた景輦玄蘇は実田道秀居士と主忠性考信男の法号を与えている。二人が戦死したのは、天正九年九月十三日に鞍手郡吉川庄で起こった宗像勢と戸次道雪勢との戦であった。

景輦玄蘇は天正八年に對馬に居住したあとも、宗像氏家臣に法号を与えている。氏貞との交流も続いていたと考えられる。

天正十年正月二日の詩文には「今歳兵を避けて故家を離れ、去年客と為るは是れ天涯。曲江の紅杏、遺恨有り、多く見る他人園裏の花」とある（巻之上、Ⅱ四〇一）。遺恨を懷かしむと解せば、景輦玄蘇は故郷を遠く離れた異郷の地（對馬）で、隆尚庵の紅杏に思いを残すと詠んでいるように、隆尚庵を懷かしんでいる。

終わりに

宗像氏貞の父黒川隆尚（宗像正氏）は、自らの名を付けた曲江山隆尚庵を創建している。承福寺でおこなわれた隆尚七回忌で湖心碩鼎は拈香文を作成している。湖心碩鼎に帰依していた隆尚は、湖心碩鼎を隆尚庵の開山としたのであろう。

氏貞は隆尚の七回忌、二十五回忌、三十三回忌を営んでいる。天文二十二年（一五五三）の七回忌は大内義隆自害後に起こった一族間の家督相継争いが終わり、氏貞が宗像氏の継承者であることを広く知らせることになった。

元龜二年（一五七一）の二十五回忌は、永祿十二年（一五六九）に毛利方に属していた氏貞が大友氏と和睦し、所領の削減、河津隆家の殺害、大友宗麟養女の輿入れなどが行われた時期になる。混乱した領内をとりまとめる役割も考えられる。

隆尚の湖心碩鼎への帰依に始まり、氏貞は二人の幻住派の僧に帰依している。大友氏の命により殺害した河津隆家の弟景輦玄蘇との交流は、天正八年（一五八〇）に景輦玄蘇が對馬に渡った後も続い

ていたと考えられる。

湖心碩鼎と景輦玄蘇は幻住派の高僧であった。湖心碩鼎が日明貿易の正使をつとめ、景輦玄蘇が宗氏に朝鮮との通交での活躍を期待され招かれたように、対外関係で活躍した僧でもあった。

氏貞には二人が持つ幻住派にとどまらない各門派寺院とのネットワークによる情報収集など、信仰面だけではない部分の期待と役割があったことが考えられる。

註

（１）『願賢録』（乾・坤）は伊藤幸司『中世の博多とアジア』（二〇二一年、勉誠出版）に解説と全文が翻刻されている。本稿では同書の翻刻文から引用する。

（２）巻之上・中・下の三冊からなる。景輦玄蘇の弟子對馬以酊庵第二世規伯玄方が編纂し、慶安三年（一六五〇）に出版された。『仙巢稿』は『宗像市史』史料編中世Ⅱに原文と読み下し文が部分的に収録されている。本稿では同書から読み下し文を一部改めて引用し、史料番号と共に記載した。未収録分については、内閣文庫所蔵の版本と写本から返り点・送り仮名を省略し引用した。写本は国立公文書館のデジタルアーカイブで閲覧できる。

『宗像市史』史料編中世Ⅱから引用した史料はⅡと略し、史料名と史料番号を記載した。

（３）長正統「景輦玄蘇について——外交僧の出自と法系——」『朝鮮学報』二九輯、一九六三年）。以下、長氏論文とは同論文をさす。安藤嘉則『中世禅宗における公案禅の研究』（国書刊行会、二〇一二年）第一部第四章（初出二〇〇二年）。註１伊藤幸司『中世の博多とアジア』第四章（初出二〇〇八年を改訂増補）、第五章（初出二〇〇

- 八年を改訂増補)、第九章(初出二〇一二年・二〇一三年を再構成し増補)、第十一章(新稿)、同『中世日本の外交と禅宗』(吉川弘文館、二〇〇二年) 第三部第二章(初出一九九九年) 他。橋本雄「丹波国水上郡佐治莊高源寺所蔵文書」『東京大学日本史学研究室紀要』三、一九九九年)、同「丹波国水上郡佐治莊高源寺所蔵文書(続)」『東京大学日本史学研究室紀要』四、二〇〇〇年)、同『日朝関係史研究入門―アジアのなかの遣明船―』(勉誠出版、二〇一五年) 第二部各論⑩湖心碩鼎。各論⑩は『願賢録』についても詳しい。
- 湖心碩鼎の高源寺と聖福寺への入寺については、橋本雄「丹波国水上郡佐治莊高源寺所蔵文書」、同『日朝関係史研究入門』各論⑩、「伊藤幸司『中世の博多とアジア』第九章、同『中世日本の外交と禅宗』第二部第一章(初出一九九六年)、第三部第二章による。幻住派、湖心碩鼎については、伊藤幸司『中世の博多とアジア』各章の引用文献及び巻末の参考文献一覧に詳しい。
- (4) 湖心碩鼎の語録。規伯玄方編。『続群書類従』第十三輯下。
- (5) 註3安藤嘉則論文。
- (6) 湖心碩鼎像賛文と印可状は、栄西禪師八百年大遠諱記念特別展図録『日本最初の禅寺 博多聖福寺』(福岡市博物館、二〇一三年)による。
- (7) 『明法寺榘文書』四四『福岡市史』資料編中世①。裁許状は聖福寺領早良郡西山村山之口役をめぐる、庄主大円寺用秀と新原以下の五ヶ村との相論に関するもの。大村興景は早良郡代・安楽平城督であった。佐伯弘次「大内氏の筑前国郡代」『九州史学』六九、一九八〇年) 参照。
- (8) 『聖福寺文書』三『福岡市史』資料編中世①。
- (9) 黒川隆尚(宗像正氏)と宗像氏貞については、『新修宗像市史 いくさと人びと』第二章参照。

- (10) 『中世禅宗史の研究』(東京大学出版会、一九七〇年) 第二章第二節註271。典拠に『鹿苑院公文帖』『筑前国統風土記』『願賢録』を掲げる。『鹿苑院公文帖』は今泉淑夫校訂『鹿苑院公文帖』(続群書類従完成会、一九九六年)に収録。
- 承福寺については『安延山承福寺今昔』(承福寺総代会発行、一九八四年)がある。
- (11) 『占部家系伝』は占部氏の家譜。『宗像郡誌』下編に収録。
- (12) 『宗像大社文書』第三卷「占部文書」九の註解1では、宗麟を承福寺の住持瑞林宗麟とする(「占部文書」の註解は堀本一繁氏による)。
- 註10の『安延山承福寺今昔』では、十二世高源瑞林禅師について麻生家助の末子で貞保の叔父とする。
- (13) 『宗像大社文書』第三卷「占部文書」一〇の註解参照。賢安は占部一族の有力者として、岳父である宗像氏の重臣吉田重致から山堺相論和解の仲介の要請を受けたのであろうとする。
- (14) 占部祐安・豊安親子について、当時の確実な史料はのこされていない。
- (15) 河津氏については、拙稿「大内氏領国下における筑前国西郷の河津氏と宗像氏」(『沖ノ島研究』一〇、二〇一四年) 参照。
- (16) 註1伊藤幸司『中世日本の外交と禅宗』第三部第二章註51。
- (17) 『河津伝記』は『宗像郡誌』下編に収録。
- (18) 版本では「永禄午」、デジタルアーカイブの写本には「永禄中」と書かれている。長氏は「永禄中」としている。
- (19) 『新修宗像市史 くらしと生業』第三章第二節「領民の大島在島」参照。
- (20) 永禄十年(一五六七)八月十二日に耳峰玄熊が聖福寺に入寺している(「十刹位次簿」『鹿苑院公文帖』。一一〇世となった耳峰玄熊は以後、聖福寺復興にあたっている。註1伊藤幸司『中世の博多と

アジア』第九章、第十章（初出二〇一〇年・二〇一四年を再構成して増補）、同『中世日本の外交と禅宗』第三部第二章参照。

『十利位次簿』には景轍玄蘇の入寺を永禄四年八月二十七日、続けて「□□宗宝」永禄七年四月朔日、「梅仙東逋」永禄九年六月五日、「□□玄熊」永禄十年八月十二日、「□□明琢」永禄十年十月十三日（イに十二日）、「嘯嶽鼎虎」天正三年（一五七五）十一月十四日、「瑞嶽榮鳳」天正十年五月一日とある。

『聖福寺歴代住持帳』は百五世頤賢碩鼎、百九世景轍玄蘇とし、生没年・出自などが書かれており、百十世耳峯玄熊、百十一世九阜宗嶠とある（『聖福寺文書』一二五『福岡市史』資料編中世①）。

景轍玄蘇の俗系については「筑前宗像郡飯盛山之城主河津民部少輔二男」とある。父親の河津隆業を民部少輔とする史料は確認できない。

永禄八年夏五月日付嘯岳鼎虎宛景轍玄蘇・駿岳硯甫連署奉書には「前聖福景轍玄蘇」とある（『洞春寺文書』二〇『山口県史』史料編中世2）。景轍玄蘇が再び聖福寺の住持に再びなったかは明らかではない。

(21) 『宗像郡誌』下編、II二七二―七。

(22) 『河津伝記』十三は大内義隆自害後、河津隆業は宗閑苔翁居士と称し所領を河津隆家に譲り、天文二十二年（一五五三）二月三日に病にて卒すとある。『河津伝記』に載せる「藤原姓伊東河津之家系」には、河津隆家が天文二年に生まれ、天文十八年十一月に父隆業から家督相続とある。弟の景轍玄蘇を「前南禅景徹玄蘇和尚」とし、「天文六年生、兄隆家殺る時、元亀元に三十四才なり」「花旭堂聖福寺百九世ノ住侶」「慶長十六年十月二十二日七十五歳ニシテ、対州ニ於テ遷化ス」などと書かれており、本文で述べたことと一致する記述が多い。

長氏は景轍玄蘇が慶長十年（一六〇五）に南禅寺の公帖を得たとする。典拠とされる『南禅寺住持籍』には「不住 景轍和尚」「諱玄蘇 嗣法頤賢鼎 中峰派 慶長十年乙巳三月五日日賜帖」とある（註10『鹿苑院公文帖』解説に掲載）。

『河津伝記』の系図を含め、河津氏関係の系図に隆業の没年と法号が書かれたものはない。冬青道樹が隆業の父河津興光の可能性もあるが、興光の法号、没年、「越後守」と書かれた史料は確認できない。

(23) 『宗像郡誌』中編。

（くわたかずあき 中世部会）

